総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ（SPSI）

2026年2月

スマートフォン上の利用者情報の取扱い等に係る取組の経緯

- スマートフォンの普及に伴い、アプリ等により取得・蓄積された**利用者情報（アドレス帳、位置情報等）が、本人の意図しない形で外部送信されている事案が発覚、社会問題化**したことを踏まえ、**2012年**に、**スマホアプリ提供者等の関係事業者が利用者情報を適正に取り扱う上で実施することが望ましい事項**（プライバシーポリシーの作成・公表等）を**「スマートフォン プライバシー イニシアティブ（SPI）」**としてとりまとめて公表。
- 2024年11月、セキュリティ等を加えた**「スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ（SPSI）」**を公表し、2025年9月、青少年保護等を加えた**改定版**を公表。

2012年８月　**スマートフォン プライバシー イニシアティブ（SPI）**

- スマホアプリ提供者等の関係事業者が利用者情報を適正に取り扱う上で実施することが望ましい事項を示すとともに、利用者のリテラシー向上のための情報提供・周知啓発について提言

2013年９月　**スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ（SPI Ⅱ）**

- SPIで示された利用者情報の適正な取扱いについて実効性を確保するための方策について提言

2017年７月　**スマートフォン プライバシー イニシアティブⅢ（SPI Ⅲ）**

- これまでの報告書の形式から、スマホアプリ提供者等の関係事業者が参照しやすいよう、関係事業者の役割分担を明確化し、プライバシーポリシーの作成等の取組を具体化

2024年11月　**スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ（SPSI）**

- セキュリティの観点から取り組むべき事項を追加
- 電気通信事業法等の国内制度改正を反映するとともに、民間の取組や諸外国制度の動向を踏まえて取組を追記（ダークパターンの回避、センシティブ情報取得時の本人同意等）

2025年9月　**有識者会合において更に議論を深め、SPSIを改定**

青少年保護

プライバシー、セキュリティに加えて、
青少年保護の観点から取り組むべき事項を追加
（※情報流通行政局と連携）

位置づけ

「実施することが望ましい」事項について、
望ましい度合を整理し構造的に示す

スマートフォン プライバシー セキュリティ イニシアティブ（SPSI）の全体像

1　SPSIとは

- SPSI は、スマホにおける①**利用者情報の適正な取扱い**、②**セキュリティの確保**及び③**青少年の保護**のため、**法令から一歩進んだベストプラクティス**として、関係事業者が取り組むことが**求められる事項を定めたもの**
- **SPSI自体に法的拘束力はない**（※）
  ※　なお、SPSIで個人情報保護法や電気通信事業法等、個別の法律が言及されており、これらの法令には当然ながら法的拘束力がある。

2　対象となる事業者

- アプリ提供者、アプリストア運営事業者、OS提供事業者、移動体通信事業者、端末製造事業者等、スマートフォンによるサービス提供に関係する事業者
- 既存のアプリストア運営事業者のみならず、**今後参入が見込まれる代替アプリストア運営事業者も対象**となる

3　7つの原則

①透明性	利用者情報の取扱いに関する利用者への通知・公表
②利用者関与の機会	取得する情報や利用目的に関する通知・公表、必要な場合は同意取得
③適正な手段による取得、不適正利用の禁止	適正な手段による取得、不適正利用の禁止
④適切な安全管理	漏えい、滅失、き損の防止
⑤苦情相談への対応体制	苦情相談には適切かつ迅速に対応
⑥プライバシー・バイ・デザイン／セキュリティ・バイ・デザイン	アプリやサービスの企画・設計段階からプライバシーやセキュリティの確保のために適切な仕組みを組み込む
⑦特定の情報及び利用者の属性に応じた配慮	不当な差別や偏見が生じないような配慮、青少年の発達段階に応じた配慮

4　具体的な事項

各レイヤーごとに、①利用者情報の適正な取扱い、②セキュリティの確保及び③青少年の保護のために求められる事項を記載
（→詳細はP4ページ以降）

（参考） SPSIの範囲

○ SPSIの現行の範囲は下図点線のとおり。

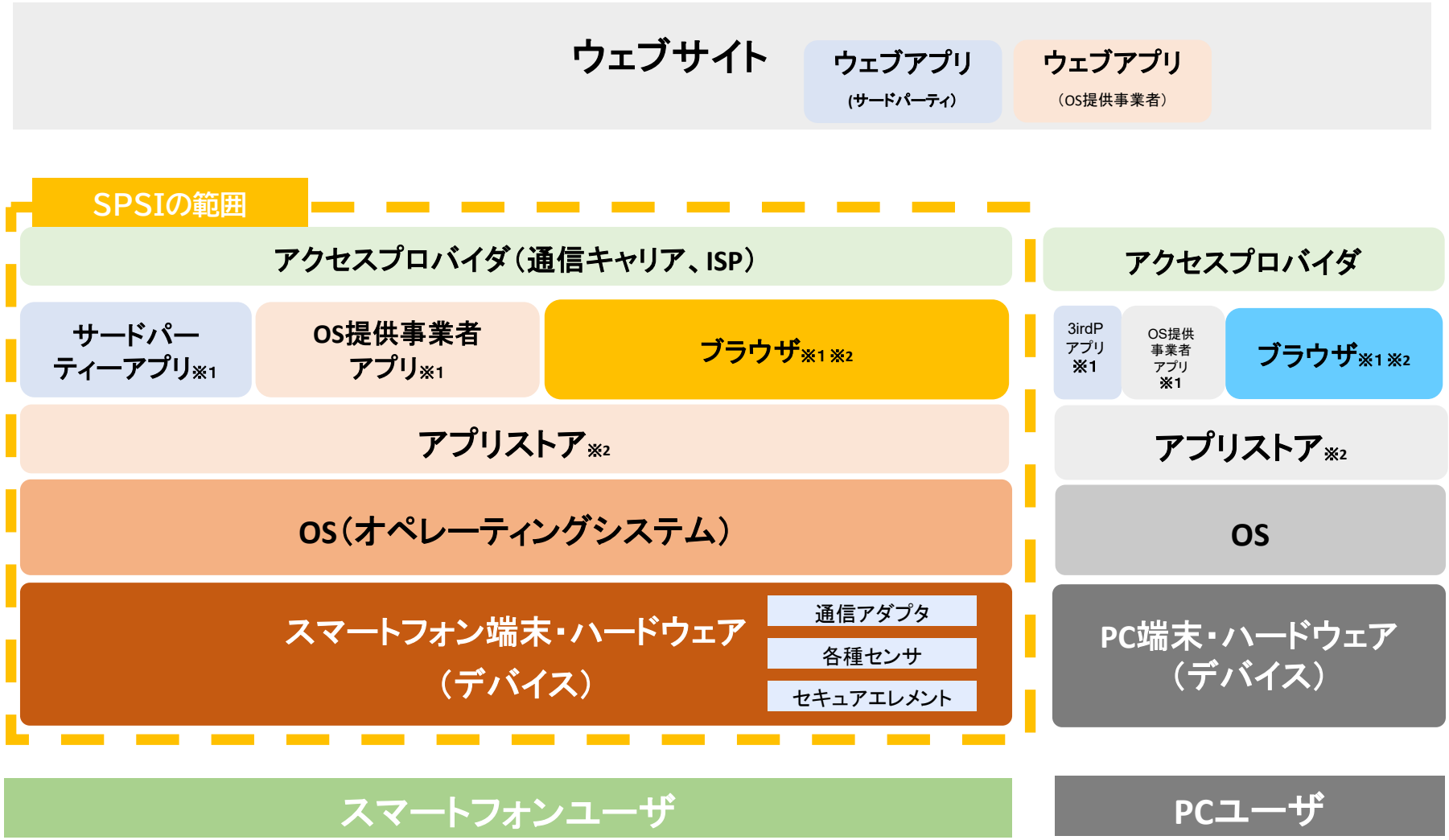

※1 常にアプリストアからインストールされるとは限らず、端末購入時にプレインストールされている場合や、アプリストアを介さずに直接インストールできる場合もある
※2 OS提供事業者によるものと、サードパーティによるものとがある

SPSIにおける利用者情報の保護に関する事項（概要）

1 アプリ提供者の取組

・アプリ提供者の氏名・連絡先　・取得の方法　・同意取得の対象となる情報　等
・取得する利用者情報の内容　・利用の目的

○ プライバシーポリシーの作成

- アプリ提供者は、個別のアプリごとに、日本語で**プライバシーポリシー**を作成し、公表する

○ プライバシー性の高い利用者情報の取扱い

①個人情報を含む電話帳情報	・取得の際に同意取得
②センシティブ情報（人種・信条・病歴等）	・取得の際に同意取得 ・センシティブ情報を予測・生成するプロファイリングは原則実施しない、実施の場合は同意を取得
③こどもの利用者情報	・高い水準で保護、取得の際に法定代理人の同意取得 ・こどもの利用者情報のプロファイリングに基づくターゲティング広告は実施しない
④利用者情報のトラッキング	・事業者横断的なトラッキングを行う場合は、取得の際に同意取得
⑤契約者ID・端末固有ID	・個人情報に準じた形で扱う（利用目的の特定など）
⑥GPS位置情報	・サービスに直接関連する場合のみ取得、取得の際に同意取得
⑦通信内容・履歴	・取得の際に同意取得
⑧スマホの写真・動画	・アクセス範囲の限定、取得の際に同意取得

○ ダークパターン

- 利用者を欺いたり操作する方法又は自由に決定を行う能力を実質的に歪め損なう方法（ダークパターン）で利用者情報を取扱わない

○ このほか苦情相談への対応体制、適切な安全管理措置、プライバシー・バイ・デザインを規定

2 アプリストア運営事業者、OS事業者の取組

- アプリストア運営事業者は、アプリ提供者が上記の事項を実施しているか確認する
- アプリストア運営事業者は、アプリ審査を行う際、SPSIを踏まえた基準を作成し、公表する
- アプリストア運営事業者は、アプリの掲載を拒否する場合は理由を説明する
- OSによるパーミッションがある場合、利用者にわかりやすい説明を行う

3 移動体通信事業者、端末製造事業者の取組

- スマホ販売時等に、セキュリティ、プライバシー上留意すべき点の利用者への周知

SPSIにおけるセキュリティの保護に関する事項（概要）

1　アプリ提供者の取組

○　セキュリティー・バイ・デザイン

- アプリ提供者は、アプリ開発時にセキュリティの確保について検討し、適切な仕組みをアプリに組み込む。

○　脆弱性のあるアプリへの対応

- アプリ提供者は、アプリに係る脆弱性情報を継続して収集し、アプリ内に発見された脆弱性について適切かつ迅速に報告を受けられるよう、脆弱性情報の窓口・連絡先を設置する等必要な体制を整備する。
- アプリ提供者は、アプリを提供する際にはセキュリティの確保に影響を与え得る脆弱性が含まれないようにあらかじめ確認するとともに 、セキュリティの確保に影響を与え得る脆弱性が発見された場合には、アプリのアップデートを適切かつ迅速に提供する等、必要な対応を取る。
- アプリ提供者は、提供するアプリでセキュリティインシデントが発覚した場合には、関係者に適切かつ迅速に周知する。

2　アプリストア運営事業者の取組

○　基本的対応等

- アプリストア内で提供されるアプリが満たすべきセキュリティ要件を示し、当該要件を満たしているかを審査する。
- アプリストア内で提供されるアプリについて、利用者情報が保存・処理される法域、利用者情報へのアクセスが許可される者の範囲、利用者情報へアクセスする目的、アップデートの最終更新日等の情報を公開し、利用者が購入及びダウンロードする前に確認可能な場を設ける。
- アプリの掲載を拒否する場合には、その理由について、アプリ提供者に対して適切なフィードバックを行う。

○　脆弱性のあるアプリへの対応

- アプリストア内で提供されるアプリが、脆弱性報告のための窓口を有し、かつ、アプリ提供者が適切なタイミングで脆弱性を開示するための手続を有していることを確認する。
- アプリ提供者からアップデートが提出された場合には、利用者に対してアプリが最新版にアップデートされるよう促す等、必要な対応を取る。
- アプリが長期間アップデートされない場合には、アプリ提供者にアプリのサポート状況を確認する。

○　不正なアプリへの対応

- アプリストアにおいて、利用者等が不正なアプリを報告できるよう報告窓口を設置する。
- 不正なアプリを発見した場合には、速やかに当該アプリを削除するとともに、当該アプリを作成したアプリ提供者が開発した他のアプリについても調査を行う。

3　OS提供事業者の取組

OS提供事業者は、利用者のセキュリティやプライバシーを保護するため、アプリストアが上記の取組を実施することを奨励するとともに、必要な措置を講じる。

SPSIにおける青少年保護に関する事項（概要）

近年、スマートフォンの青少年への普及、**利用の低年齢化が**進んでおり、青少年のスマートフォンの安全・安心な利用に向けて、**関係事業者が青少年の発達段階に対応した支援を行うことが必要**であることから、**2025年9月、SPSIに以下の規定を追記**。

1　アプリ提供者の取組

- アプリ提供者は、自ら提供するソーシャルネットワーキングサービスやユーザー生成コンテンツなど青少年と他の利用者の交流などが発生するアプリにおいて、例えば、青少年による利用者情報の発信に係る注意喚起の仕組みや機能、青少年のプライバシーを含む情報など青少年保護の観点から不適切と考えられるコンテンツを報告する機能を備えるなど迅速に対応できる体制、ユーザーが不適切な言動を行うユーザーをブロックする機能などを備える
- アプリ提供者は、提供するアプリにおいて、青少年保護の観点から利用者情報の提供や課金の実施などのうち重要な判断が必要になる場合に、保護者の関与に関する仕組みや機能を備える

2　アプリストア運営事業者の取組

- アプリストア運営事業者は、運営するアプリストアに掲載する個別のアプリに関して審査を行う。当該審査を行う場合には、年齢制限設定（レーティング）に関する基準を設定し、適切な年齢制限設定が行われるよう確認する
- アプリストア運営事業者は、アプリストアへのアプリケーションの登録審査について、その基準を作成し、あらかじめ公表するとともに、アプリの掲載を拒否する場合には、その理由について、アプリ提供者に対して迅速かつ適切なフィードバックを行う
- アプリストア運営事業者は、運営するアプリストア内に青少年向けアプリを集めた専用の分類を設ける

3　OS提供事業者の取組

- アプリストア運営事業者において、上記事項が実施されているか必要な確認を行うとともに、適切な措置を講ずる。上記の措置に関して、アプリストア運営事業者に対して適切な説明及び情報提供を迅速に行う
- 個別のアプリに関して審査を行う場合には、その基準を設定し、あらかじめ公表するとともに、アプリの掲載を拒否する場合には、その理由について、アプリ提供者に対して迅速かつ適切なフィードバックを行う
- アプリストアにおける個別のアプリのダウンロード・起動の可否、アプリストアの利用制限、アプリストア及び外部ウェブサイトにおける利用者情報の提供や課金に対する制限等を行うペアレンタルコントロール機能を実施するために必要な役務を提供する

SPSIにおける4分類による整理

- SPSI は、スマホアプリの利用者情報の適正な取扱いに関し、**法令から一歩進んだベストプラクティス**として、関係事業者が取り組むことが**望ましい事項を定めた**ものであり、**それ自体に法的拘束力はない**と位置付けられている。
- 他方、SPSI において関係事業者が取り組むことが望ましい事項について、一律に「～～することが望ましい」と記載してきたところ、今回の改定のタイミングで、SPSIの各事項について**望ましいとされる度合いについて4つの分類に整理して構造的に示す**こととした。

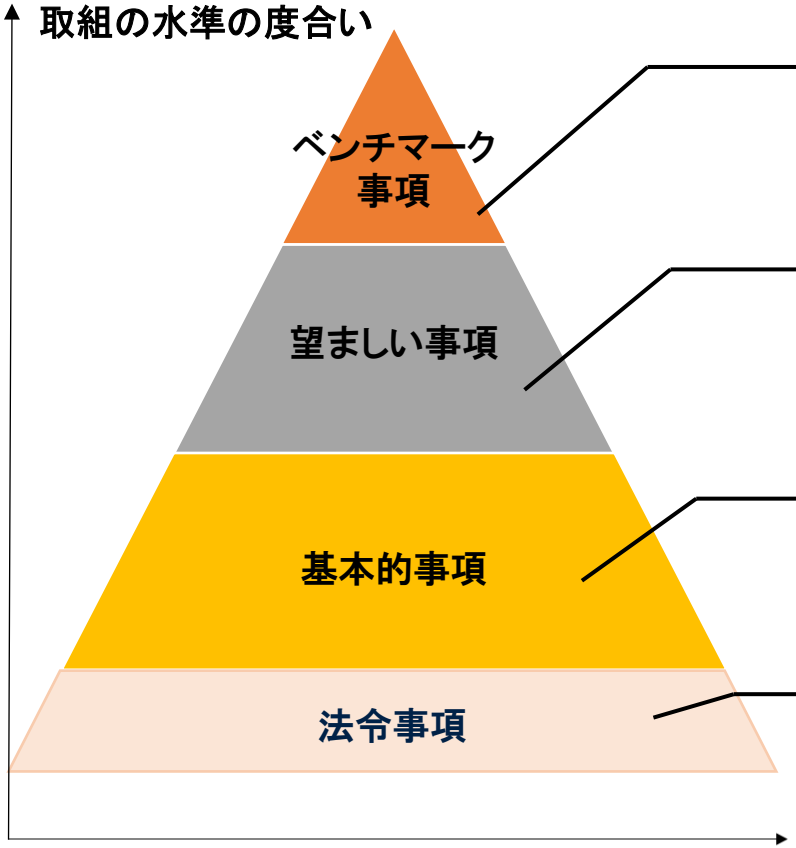

分類の定義	文末の表現	例
利用者情報の適正な取扱い、セキュリティ確保及び青少年保護のための先導的取組として参照される事項	～することが期待される	データポータビリティの方法をプラポリに記載するなど
国内法令上の義務は必ずしもないが、利用者情報の適正な取扱い、セキュリティの確保及び青少年の保護のために望ましい（強く期待される）事項	～することが望ましい	利用者行動のトラッキング、同意の撤回機会の提供、こども用プラポリの作成、プライバシーバイデザイン、セキュリティバイデザインなど
国内法令に準じた形での取扱いが強く求められる事項	～することが強く求められる	利用者情報の利用目的の特定（個情法17条に準じる）、利用者情報の安全管理措置（個情法23条に準じる）、ダークパターンの回避（個情法20条に準じる）など
国内法令（個人情報保護法、電気通信事業法等）上の義務とされている事項	～しなければならない	個人情報の利用目的の特定（個情法17条）、個人データの安全管理措置（個情法23条）など

（注1） 「望ましい事項」は、事業者が「やらなくて良い」という事項ではなく、事業者の取組が当然期待されている事項であることに留意が必要。
（注2） セキュリティについては、いずれの事項についても、アプリ提供者やアプリストア運営事業者等に対し一律の対応を求めるものではなく、事業者自らが、自らを取り巻く事業環境、経営戦略及びリスクの許容度等を踏まえた上で、サイバーセキュリティリスクを特定、評価し、リスクに見合った低減措置を講ずること（いわゆる「リスクベース・アプローチ」を採ること）が求められることに留意が必要。

（参考）SPSI抜粋（セキュリティ関係）

1.4　セキュリティの確保に係る取組

1.4.1 アプリケーション提供者等
1.4.1.1アプリケーション提供者

[セキュリティ・バイ・デザインを確保するための取組]
□ アプリケーション提供者は、アプリケーションの開発時には、セキュリティが適切に確保されるよう、アプリケーションの企画及び設計の段階から、当該アプリケーションにおけるセキュリティの確保について検討し、適切な仕組みをアプリケーションに組み込むことが強く求められる（例：業界標準の暗号化技術の使用 、最小権限、セキュアコーディング等）**【基本的事項】**。
□ アプリケーション提供者は、提供するアプリケーションにおいて使用する情報収集モジュールについて、セキュリティの確保の観点から内容を確認することが強く求められる**【基本的事項】**。

[脆弱性があるアプリケーションへの対応等]
□ アプリケーション提供者は、アプリケーションに係る脆弱性情報を継続して収集するとともに、アプリケーション内に発見された脆弱性について適切かつ迅速に報告を受けられるよう、脆弱性情報の窓口・連絡先を設置する等必要な体制を整備することが強く求められる**【基本的事項】**。
□ アプリケーション提供者は、アプリケーションを提供する際にはセキュリティの確保に影響を与え得る脆弱性が含まれないようにあらかじめ確認するとともに 、セキュリティの確保に影響を与え得る脆弱性が発見された場合には、アプリケーションのアップデートを適切かつ迅速に提供する等、必要な対応を取ることが強く求められる**【基本的事項】**。

アプリケーション提供者は、提供するアプリケーションにおいて個人情報漏えい等のセキュリティインシデントが発覚した場合には、関係者に対して適切かつ迅速に周知することが強く求められる**【基本的事項】**。

情報収集モジュール提供者
□ 情報収集モジュール提供者は、1.4.1.1を踏まえ、セキュリティの確保に取り組むものとする。その際、1.4.1.1 の適用に当たっては、適宜、「アプリケーション提供者」を「情報収集モジュール提供者」と、「アプリケーション」を「情報収集モジュール」と読み替えるものとする。

1.4.2　アプリストア運営事業者、OS 提供事業者

□ セキュリティの確保の観点から、アプリストア運営事業者は、次に掲げる取組を進めることが望ましい。

[アプリストアとしての基本的対応]

① アプリストア内で提供されるアプリが満たすべきセキュリティ要件を示し、当該要件を満たしているかを審査する（例：業界標準の暗号化技術の使用、最小権限、セキュアコーディング 等）ことが期待される**【ベンチマーク事項】**。

② アプリストア内で提供されるアプリケーションについて、利用者情報が保存・処理される法域、利用者情報へのアクセスが許可される者の範囲、利用者情報へアクセスする目的、アップデートの最終更新日等の情報を公開し、利用者が購入及びダウンロードする前に確認可能な場を設けることが望ましい**【望ましい事項】**。

[脆弱性があるアプリケーションへの対応]

③ アプリストア内で提供されるアプリケーションが、脆弱性報告のための窓口を有し、かつ、アプリケーション提供者が適切なタイミングで脆弱性を開示するための手続を有していることを確認することが期待される**【ベンチマーク事項】**。

④ アプリケーション提供者からアップデートが提出された場合には、利用者に対してアプリケーションが最新版にアップデートされるよう促す等、必要な対応を取ることが望ましい**【望ましい事項】**。

⑤ アプリケーションが長期間アップデートされない場合には、アプリケーション提供者にアプリのサポート状況を確認することが望ましい**【望ましい事項】**。

[不正なアプリケーションへの対応]

⑥ アプリストアにおいて、利用者等が不正なアプリケーションを報告できるよう報告窓口を設置することが望ましい**【望ましい事項】**。

⑦ 不正なアプリを発見した場合には、速やかに当該アプリを削除するとともに、当該アプリケーションを作成したアプリケーション提供者が開発した他のアプリケーションについても調査を行うことが望ましい**【望ましい事項】**。

[アプリケーション削除・掲載拒否時の対応]

⑧ アプリケーションの掲載を拒否する場合には、その理由について、アプリケーション提供者に対して適切なフィードバックを行うことが強く求められる**【基本的事項】**。

□ OS提供事業者は、利用者のためにセキュリティやプライバシーを保護するため、アプリストアが上記の取組を実施することを奨励するとともに、必要な措置を講じることが望ましい**【望ましい事項】**。